

令和3年度 課の運営方針書

公平委員会事務局

1 課の運営方針

【課の使命】

地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談、職員団体の登録に関する事等、公平委員会の事務を行います。

【課の目標】

- ①定例会の開催
規則どおり毎月開催します。
- ②職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査等
措置の要求が提出された場合は、公平委員会を開催し要求に対する調査、審査、判定等を行います。
- ③職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決等
審査請求が提出された場合は、公平委員会を開催し請求に対する調査、審査、裁決等を行います。
- ④職員からの苦情相談の処理
苦情相談があった場合、公平委員会から指名された職員相談員(事務局職員)が相談業務を行い、公平委員会の指揮監督のもと必要な措置を行います。
- ⑤職員団体の登録に関する事

【働き方改革による業務改善等の取組み】

事務マニュアルのさらなる充実等により、事務の効率化を図ります。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

課(事務局)が果たす役割と同じ

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	0.15 人	うち	正職員	0.15 人	・	会計年度 任用職員	0 人	人件費	正職員	1,089 千円	会計年度 任用職員	0 千円
-----	--------	----	-----	--------	---	--------------	-----	-----	-----	----------	--------------	------

※R1職員平均給与(7,261 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	0 千円	歳出予算額	1,751 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	0 事業
-------	------	-------	----------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順） 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	9 都市経営 2 適正かつ透明な行政運営の推進 6 その他 (公平委員会事務局)	毎月定例会を開催するとともに、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談などがあれば、地方公務員法に基づき対応します。